平成２３年（フ）第１８９号
広島県福山市神島町５番60号、旧住所広島県福山市引野町４丁目16番17号　メゾン・ド・パルＢ102
債務者　湯川　賢治
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　耕一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第９６３号
千葉県松戸市新松戸１丁目153番地　ニュー松戸コーポＣ―701号
債務者　大井千恵子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　悠里
4　破産債権の届出期間　平成24年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１号
青森県三沢市桜町３丁目５番16号メゾンビードルＡ号室
債務者　末林　美紀
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２号
青森県三沢市幸町１丁目５番31号
債務者　竹上　英子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第６６１号
埼玉県八潮市大字古新田891番地５、旧住所埼玉県八潮市大字大瀬872番地７
債務者　楠原　和弘
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６９８号
埼玉県八潮市大字伊勢野370番地４
債務者　円谷るり子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７２９号
埼玉県越谷市東越谷９丁目115番地１
債務者　榎本　　崇
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８９３号
埼玉県狭山市入間川１丁目18番12号　スカイ狭山市104
債務者　岩崎　裕史
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８９９号
埼玉県富士見市水谷東１丁目11番11号　ハイツローラン202
債務者　遠藤　美香
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９３１号
埼玉県川越市大字笠幡2743番地９
債務者　島垣　慶一
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１３４５号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区32棟503号
債務者　津田　直美
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４５１号
千葉市若葉区貝塚町421番地11
債務者　佐々木八千代（旧姓水谷）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４５３号
千葉県習志野市本大久保２丁目６番５号ル・パレ大久保103号
債務者　野中　洋子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５０２号
千葉県八千代市勝田台１丁目24番地６　エメラルドハイツ102号、前住所千葉県八千代市大和田新田494番地16　エトワール・ド・デコ304
債務者　山崎　敦子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５１０号
千葉市中央区新宿２丁目６番14―708号
債務者　服部　由香
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５１６号
千葉市美浜区幸町１丁目８番２棟605号
債務者　外山真佐江
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係